

## 制度概要

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証(略称:事業者選択型(国補助制度))															
目 的	信用保証協会による債務の保証について信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとすることを中小企業者が選択できる制度(事業者選択型経営者保証非提供制度)が創設されたことを踏まえ、当該制度を利用する中小企業者が負担する信用保証料の一部を国が補助することにより、経営者保証に依存しない融資慣行の確立をさらに加速し、もって中小企業者の事業の発展に資することを目的とする。														
資 格 要 件	<p>次の(1)から(5)までのいずれにも該当する法人である中小企業者。</p> <p>ただし、法人の設立後最初の事業年度(以下「設立事業年度」という。)の決算がない法人である中小企業者は(1)、(2)及び(3)、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は(3)の申込人資格要件は問わない。</p> <p>(1)信用保証協会への保証申込日(以下「申込日」という。)以前2年間(法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間)において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。</p> <p>(2)申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権(当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。</p> <p>(3)次の両方又はいずれかを満たすこと。</p> <p>①申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過※1でないこと</p> <p>②申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと※2。</p> <p>(4)次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。</p> <p>①申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。</p> <p>②申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権(当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。</p> <p>(5)信用保証料率の引上げ※3により経営者保証を提供しないことを希望していること。</p> <p>※1「純資産の額<math>\geq</math>0」であること。</p> <p>※2「経常利益+減価償却<math>\geq</math>0」であること。</p> <p>※3中小企業信用保険法施行規則(昭和37年通商産業省令第14号)第4条の2第5号に掲げる規定に基づき、保険料率が加算されることに伴うものに限る。</p>														
対 象 資 金	一般関係に係る保証については、事業資金とする。 経営安定関連保証(セーフティネット保証)については、経営の安定に必要な事業資金とする。														
保 証 条 件	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">保証限度額</td> <td>8,000万円(ただし、セーフティネット保証4号または5号については左記とは別に8,000万円)</td> </tr> <tr> <td>保証期間</td> <td>一括返済の場合1年以内、分割返済の場合10年以内(据置期間は1年以内)</td> </tr> <tr> <td>返済方法</td> <td>一括返済 又は 分割返済</td> </tr> <tr> <td>貸付形式</td> <td>証書貸付、手形貸付</td> </tr> <tr> <td>担 保</td> <td>徴求しない。</td> </tr> <tr> <td>保 証 人</td> <td>徴求しない。</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>金融機関所定利率</td> </tr> </table>	保証限度額	8,000万円(ただし、セーフティネット保証4号または5号については左記とは別に8,000万円)	保証期間	一括返済の場合1年以内、分割返済の場合10年以内(据置期間は1年以内)	返済方法	一括返済 又は 分割返済	貸付形式	証書貸付、手形貸付	担 保	徴求しない。	保 証 人	徴求しない。	貸付利率	金融機関所定利率
保証限度額	8,000万円(ただし、セーフティネット保証4号または5号については左記とは別に8,000万円)														
保証期間	一括返済の場合1年以内、分割返済の場合10年以内(据置期間は1年以内)														
返済方法	一括返済 又は 分割返済														
貸付形式	証書貸付、手形貸付														
担 保	徴求しない。														
保 証 人	徴求しない。														
貸付利率	金融機関所定利率														
保 証 料 率	<p>年0.45%~1.90%(セーフティネット保証4号は0.80%、同5号は0.75%)に要件の充足状況に応じて0.25%または0.45%を上乗せした保証料率。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 30%;">直前決算期において 債務超過でない</th> <th style="width: 30%;">直前決算期において 債務超過である</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申込日の直前2期の決算のいずれかにおいて、減価償却前経常利益が赤字でない</td> <td style="text-align: center;">保証料率+0.25%</td> <td style="text-align: center;">保証料率+0.45%</td> </tr> <tr> <td>申込日の直前2期の決算のいずれにおいても、減価償却前経常利益が赤字である</td> <td style="text-align: center;">保証料率+0.45%</td> <td style="text-align: center;">(本制度の対象外)</td> </tr> <tr> <td>法人設立後2事業年度の決算がない場合</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">財務要件を問わず通常料率+0.45%</td> </tr> </tbody> </table>		直前決算期において 債務超過でない	直前決算期において 債務超過である	申込日の直前2期の決算のいずれかにおいて、減価償却前経常利益が赤字でない	保証料率+0.25%	保証料率+0.45%	申込日の直前2期の決算のいずれにおいても、減価償却前経常利益が赤字である	保証料率+0.45%	(本制度の対象外)	法人設立後2事業年度の決算がない場合	財務要件を問わず通常料率+0.45%			
	直前決算期において 債務超過でない	直前決算期において 債務超過である													
申込日の直前2期の決算のいずれかにおいて、減価償却前経常利益が赤字でない	保証料率+0.25%	保証料率+0.45%													
申込日の直前2期の決算のいずれにおいても、減価償却前経常利益が赤字である	保証料率+0.45%	(本制度の対象外)													
法人設立後2事業年度の決算がない場合	財務要件を問わず通常料率+0.45%														
適 用 料 率	申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。														
保 証 料 補 助	<p>当協会の保証申込受付日に応じて下表の保証料補助率が適用されます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">対象となる期間</th> <th style="width: 40%;">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">制度開始1年目 令和6年3月15日 ~ 令和7年3月31日</td> <td style="text-align: center;">0.15%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">制度開始2年目 令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日</td> <td style="text-align: center;">0.10%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">制度開始3年目 令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日</td> <td style="text-align: center;">0.05%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外</p>	対象となる期間	補助率	制度開始1年目 令和6年3月15日 ~ 令和7年3月31日	0.15%	制度開始2年目 令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日	0.10%	制度開始3年目 令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日	0.05%						
対象となる期間	補助率														
制度開始1年目 令和6年3月15日 ~ 令和7年3月31日	0.15%														
制度開始2年目 令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日	0.10%														
制度開始3年目 令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日	0.05%														
責 任 共 有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象。セーフティネット保証4号を利用する場合は100%(全部保証)。														

## 制度概要

申込時添付書類	<p>①事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書</p> <p>②セーフティネット保証4号又は5号の規定に基づく市町長の認定書</p> <p>③その他協会が必要とする書類</p>
金融機関の責務	<p>(1) 本制度利用に係るもの</p> <p>金融機関は、融資実行後、当該中小企業者に対して資格要件(4)①及び②の誓約事項について継続的な充足を促すこと。また、誓約事項に違反していることが判明した場合は、是正の働きかけを行い、改善が見られない場合には、必要に応じて今後の対応について信用保証協会及び中小企業者と協議を行うものとする。</p> <p>(2) セーフティネット保証4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)利用に係るもの(下記①～④を行うものとする)</p> <p>① 申込金融機関は、本制度に係る貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。</p> <p>② 申込金融機関は、半期に一度、信用保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。</p> <p>③ 申込金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。</p> <p>④ 申込金融機関が上記②の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。</p>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度略称は「事業者選択型(国補助制度)」ですが、信用保証書の制度欄には「国補助選択型」と表示されます。</li> <li>・令和6年3月15日から令和9年3月31日までに保証申込を受け付けたものに限る</li> </ul>
実施日	令和6年3月15日 施行